

[ホーム](#)>[税について調べる](#)>[タックスアンサー](#)>[所得税](#)>[アパートや貸家の賃貸収入がある人](#)>
[No.1376 不動産所得の収入計上時期](#)>No.1376 不動産所得の収入計上時期

No.1376 不動産所得の収入計上時期

[平成24年4月1日現在法令等]

未分割遺産から生ずる不動産所得

■Q

賃貸の用に供している不動産を所有していた父が亡くなりましたが、遺言もなく、現在共同相続人である3人の子で遺産分割協議中です。この不動産から生ずる収益は長男の名義の預金口座に入金していますが、不動産所得はその全額を長男が申告すべきでしょうか。

■A

相続財産について遺産分割が確定していない場合、その相続財産は各共同相続人の共有に属するものとされ、その相続財産から生ずる所得は、各共同相続人にその相続分に応じて帰属するものとなります。

したがって、遺産分割協議が整わないため、共同相続人のうちの特定の人その収益を管理しているような場合であっても、遺産分割が確定するまでは、共同相続人がその法定相続分に応じて申告することとなります。

なお、遺産分割協議が整い、分割が確定した場合であっても、その効果は未分割期間中の所得の帰属に影響を及ぼすものではありませんので、分割の確定を理由とする更正の請求又は修正申告を行うことはできません。

http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1376_qa.htm